

「介護老人福祉施設」重要事項説明書

介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 大石原苑
仙台市青葉区南吉成7丁目14-1
TEL 022-719-1717
FAX 022-719-1718

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定第 0475100442 号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
5. 事故発生時の対応	8
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	10
7. 残置物引取人	9
8. 苦情の受付について	12

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 大石ケ原会
- (2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区南吉成六丁目6-8
- (3) 電話番号 022-344-7731
- (4) 代表者氏名 理事長 千田 勝見
- (5) 設立年月 平成 7年 3月 3日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定 宮城県0475100442号
- (2) 施設の目的

福祉サービスを必要とする方々が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられると共に、その環境年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを提供されるように援助することを目的としている。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 大石原苑
 (4) 施設の所在地 宮城県仙台市青葉区南吉成7丁目14-1
 (5) 電話番号 022-719-1717
 (6) 施設長(管理者)氏名 笹原 信也
 (7) 運営方針

利用者の方々が安心して生活できるよう、利用者と職員との「心と心のふれあい」をキャッチフレーズとし、利用者の方々がそれぞれに持っているニーズに沿ったサービス提供を目指す。

- (8) 開設年月 平成12年 4月 1日
 (9) 入所定員 50人
 (10) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	12室	従来型個室
2人部屋	1室	多床室
4人部屋	14室	多床室
合計	27室	
食堂	1室	兼集会ホール
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒
デイルーム	2室	
浴室	2室	一般浴・特別浴槽
医務室	1室	
静養室	1室	
トイレ	9室	各廊下に男女別で有ります

※上記は、厚生労働省が定める基準により指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設設備です。

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご契約者と協議のうえ決定するものとします。

※居室に関する特記事項：利用される居室は原則として男女別、4人部屋となっております。

1人部屋利用につきましては、原則としてご利用者、ご契約者の希望によりご利用頂くことができます。ただし、認知症等による行動障害などにより、4人部屋の利用が困難な場合や、4人部屋の空室状況等により1人部屋をご利用頂く場合がございます。

(11) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

[介護予防短期入所生活介護]	平成18年 4月 1日指定
[短期入所生活介護]	平成12年 2月29日指定
[介護予防通所介護]	平成18年 4月 1日指定
[通所介護]	平成12年 2月29日指定
[居宅介護支援事業]	平成12年 1月31日指定
[介護予防支援事業]	平成18年 4月 1日指定

[養護老人ホーム]	平成12年	4月	1日開設
[ケアハウス]	平成8年	4月	1日開設
[グループホーム]	平成24年	4月	1日指定
[地域密着型介護老人福祉施設]	平成24年	10月	1日指定
[短期入所生活介護]	平成25年	7月	1日指定

3. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 事務職員	3名	1名
3. 介護職員	26名	20名
4. 生活相談員	2名	1名
5. 医師（嘱託医）	1名	1名
6. 看護職員	4名	3名
7. 機能訓練指導員	1名	1名
8. 介護支援専門員	1名	1名
9. 管理栄養士	1名	1名

※ショートステイを含む

<勤務体制> ※標準的な時間帯における最低配置人員

職種	勤務体制		
1. 生活相談員	日勤B:	9:00~18:00	2名
2. 介護職員	早番A:	5:30~14:30	1名
	早番B:	7:15~16:15	3名
	日勤B:	9:00~18:00	2名
	日勤C:	9:30~18:30	5名
	遅番A:	10:00~19:00	3名
	遅番B:	13:00~22:00	1名
	夜勤:	17:00~10:00	3名
3. 看護職員	日勤B:	9:00~18:00	3名
	遅番A:	10:00~19:00	1名
4. 介護支援専門員	日勤B:	9:00~18:00	2名
5. 機能訓練指導員	日勤B:	9:00~18:00	1名

☆土・日・祝日は上記と異なります。

<配置職員の職種>

介護職員……………ご利用者の日常生活上の介護並びに、健康保持のための相談・助言等を行います。
(3名の利用者に対して1名の介護職員を配置)

生活相談員……………ご利用者・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
(2名の生活相談員を配置)

看護職員……………ご利用者の健康管理や療養上の世話及び、日常生活上の介護等を行います。
(4名の看護職員を配置)

機能訓練指導員…ご利用者に対し、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

医師……………ご利用者に対し、診療、その他保健衛生に関する業務を行います。
(1名の医師を配置 嘱託)

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては

①利用料金が介護保険から給付される場合

②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

<サービスの概要>

①食事の支援

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間) 朝食：7：30～8：30 昼食：12：00～13：00 夕食：17：40～18：40

②入浴の支援

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも特別浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄の支援

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。看護職員は日中のみの勤務となりますが、夜間急変の場合はオンコールにて速やかに医師と連携がとれる体制を整えております。医師の指示の下、必要時には別に定める協力医療機関及びその他医療機関と入院調整を行います。

⑥看取り介護

- ・ご利用者の方が、医師の診断のもと、回復不可能な状態に陥り、ご本人、ご家族が当苑での看取りを希望された場合、医師、医療機関との連携を図り、他職種協同で、看取り介護を実施します。ただし、ご本人の状態及び看取り介護中の状況の変化に伴い、やむを得ず医療機関への搬送になる場合もございます。

⑦レクリエーション活動

- ・誕生会 1回/月
- ・年中行事 新年会、節分、ひな祭り、お花見、夏祭り、敬老を祝う会、芋煮会、忘年会 等
- ・各種クラブ活動、製作、お茶会、音楽、散歩、映画鑑賞会 等
- ・小グループ外出
- ・その他

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金＞（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

サービス利用に係る自己負担額

【1割負担の場合】

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
日額（多床室）（従来型個室）	605 円	677 円	752 円	824 円	895 円
月額	18,752 円	20,981 円	23,305 円	25,534 円	27,750 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	体制加算		日常生活継続支援加算		1,147 円
	体制加算		看護体制加算 I		217 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	体制加算		看護体制加算 II		434 円
	体制加算		夜勤職員配置加算 I		713 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	体制加算		安全対策体制加算		21 円
	体制加算		科学的介護推進体制加算 II		52 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	体制加算		栄養マネジメント強化加算		351 円
	体制加算		生産性向上推進体制加算 I		101 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	体制加算		生産性向上推進体制加算 II		11 円
	体制加算		協力医療機関連携加算		103 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	実施加算		初期加算		1 日 31 円
	実施加算		個別機能訓練加算 I		403 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	実施加算		個別機能訓練加算 II		21 円
	実施加算		療養食加算		1 日 3 回まで：1 回 7 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	実施加算		看取り介護加算（取扱いは以下のとおり）		
	実施加算		死亡日		1 日 1,315 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	実施加算		死亡前日及び前々日		1 日 699 円
	実施加算		死亡日以前 4 日～30 日以下		1 日 148 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	実施加算		死亡日以前 31 日～45 日以下		1 日 74 円
	実施加算		配置医師緊急時対応加算		
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	実施加算		通常の勤務時間外の場合		334 円/回
	実施加算		早朝・夜間の場合		668 円/回
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	実施加算		深夜の場合		1,336 円/回
	実施加算		退所時情報提供加算 II		1 回 257 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	実施加算		高齢者施設等感染対策向上加算 I		11 円
	実施加算		高齢者施設等感染対策向上加算 II		6 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	実施加算		新興感染症等施設療養費		1 日 247 円
	実施加算		褥瘡マネジメント加算 I		3 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	実施加算		褥瘡マネジメント加算 II		14 円
	実施加算		排せつ支援加算 I		11 円
加 算 額（月額） （31 日/月で計算）	実施加算		排せつ支援加算 II		16 円
	実施加算		排せつ支援加算 III		21 円
処遇改善加算 I					14%

【2割負担の場合】

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
日額 (多床室) (従来型個室)	1,210 円	1,354 円	1,504 円	1,648 円	1,789 円
月額	37,504 円	41,961 円	46,610 円	51,067 円	55,460 円
加 算 額 (月額) (31 日/月で計算)	体制加算	日常生活継続支援加算 2,293 円 看護体制加算Ⅰ 382 円 看護体制加算Ⅱ 828 円 夜勤職員配置加算Ⅰ 1,401 円 安全対策体制加算 41 円 科学的介護推進体制加算Ⅱ 103 円 栄養マネジメント強化加算 701 円 生産性向上推進体制加算Ⅰ 206 円 生産性向上推進体制加算Ⅱ 21 円 協力医療機関連携加算 206 円			
	実施加算	初期加算 1 日 62 円 個別機能訓練加算 764 円 個別機能訓練加算Ⅱ 41 円 療養食加算 1 日 3 回まで : 1 回 13 円 看取り介護加算 (取扱いは以下のとおり) 死亡日 1 日 2,629 円 死亡前日及び前々日 1 日 1,397 円 死亡日以前 4 日～30 日以下 1 日 296 円 死亡日以前 31 日～45 日以下 1 日 148 円 配置医師緊急時対応加算 通常の勤務時間外の場合 668 円/回 早朝・夜間の場合 1,335 円/回 深夜の場合 2,671 円/回 退所時情報提供加算Ⅱ 1 回 514 円 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 21 円 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 11 円 新興感染症等施設療養費 1 日 493 円 褥瘡マネジメント加算Ⅰ 6 円 褥瘡マネジメント加算Ⅱ 27 円 排せつ支援加算Ⅰ 22 円 排せつ支援加算Ⅱ 31 円 排せつ支援加算Ⅲ 41 円			
処遇改善加算Ⅰ					14%

【3割負担の場合】

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
日額 (多床室) (従来型個室)	1,815 円	2,031 円	2,256 円	2,471 円	2,684 円
月額	56,256 円	62,942 円	69,914 円	76,600 円	83,190 円
加 算 額 (月額) (31 日/月で計算)	体制加算	日常生活継続支援加算 3,439 円 看護体制加算 I 573 円 看護体制加算 II 1,242 円 夜勤職員配置加算 I 2,034 円 安全対策体制加算 62 円 科学的介護推進体制加算 II 154 円 栄養マネジメント強化加算 1,051 円 生産性向上推進体制加算 I 309 円 生産性向上推進体制加算 II 31 円 協力医療機関連携加算 309 円			
	実施加算	初期加算 1 日 93 円 個別機能訓練加算 1,146 円 個別機能訓練加算 II 62 円 療養食加算 1 日 3 回まで : 1 回 19 円 看取り介護加算 (取扱いは以下のとおり) 死亡日 1 日 3,944 円 死亡前日及び前々日 1 日 2,095 円 死亡日以前 4 日～30 日以下 1 日 444 円 死亡日以前 31 日～45 日以下 1 日 222 円 配置医師緊急時対応加算 通常の勤務時間外の場合 1,002 円/回 早朝・夜間の場合 2,003 円/回 深夜の場合 4,006 円/回 退所時情報提供加算 II 1 回 771 円 高齢者施設等感染対策向上加算 I 31 円 高齢者施設等感染対策向上加算 II 16 円 新興感染症等施設療養費 1 日 740 円 褥瘡マネジメント加算 I 9 円 褥瘡マネジメント加算 II 40 円 排せつ支援加算 I 33 円 排せつ支援加算 II 47 円 排せつ支援加算 III 62 円			
処遇改善加算 I					14%

※端数処理上、若干の変動がございますご了承下さい。

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

※ご利用者が、6 日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。(契約書第 18、21 条参照)

自己負担額 253 円 (1 日あたりの金額 : 1 割負担)

〃 506 円 (1 日あたりの金額 : 2 割負担)

// 758円（1日あたりの金額：3割負担）

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①居住費（基準費用額：1日あたり）

多床室： 915円（光熱水費に相当する費用）

従来型個室：1,231円（光熱水費に相当する費用及び個室費用）

※入院・外泊期間中、居室がご利用者の為に確保されている場合は、居住費（基準費用額）をお支払い頂きます。

※下記事項に該当するご利用者が、従来型個室を使用した場合には多床室の費用となります。

- ・感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内である者
- ・著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

②食費

ご利用者に提供する食材料費および調理にかかる費用です。

基準費用額：1日あたり 1,545円

※居住費及び食費にかかる基準費用額については、介護度にかかわらず定額となりますが、介護保険利用者負担限度額認定申請により利用者負担段階に応じ、減額を受けることができます。

③特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：市価購入金額（その都度文書または電話でお知らせいたします。）

④理容〔理容サービス〕

理容師の出張による理容サービスをご利用頂けます。

利用料金：市価購入金額

⑤貴重品の管理、代行事務

ご契約者のご希望により、貴重品の預かり管理、各種の代行事務をさせて頂きます。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、健康保険証、介護保険証、各種受給者証、各種手帳等

○保管管理者：施設長

○代行事務：国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払い、その他諸税の支払い、医療費の支払い、介護保険制度にかかる諸手続き、各種減免の申請手続き、小遣いの引き出し・預け入れ、購入依頼品の購入・代金の引き出し・支払い、その他

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、契約者より備え付けの届出書を保管管理者へ提出して頂きます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

利用料金：1か月当たり 1,000円

⑥レクリエーション、趣味活動

ご利用者の希望によりレクリエーションや趣味活動に参加していただくことができます。

利用料金：市価購入・利用金額（その都度文書または電話でお知らせ致します。）

⑦複写物の交付

ご利用者・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき 10円

⑧電化製品の持ち込み

以下の電化製品の持ち込みにかかる電気料の自己負担額をいただきます。

テレビ	1日	20円
冷蔵庫	〃	20円
電気毛布	〃	20円
加湿器	〃	20円
その他コンセントの電源を必要とする場合	1点につき1日	10円

⑨日常生活上必要となる諸費用実費（その都度文書または電話でお知らせいたします。）

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。）

⑩契約書第19条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（日額）

【多床室】

入所者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金	6,904円	7,622円	8,372円	9,091円	9,800円

【従来型個室】

入所者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金	7,220円	7,938円	8,688円	9,407円	11,116円

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、月単位でのご請求となります。月末締めで請求業務を行いますので、請求書が届くのは翌月20日以降となりますので、窓口もしくは振り込みの場合は下記の口座までお振込みください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

イ. 下記指定口座への振り込み

七十七銀行 吉成支店 普通預金 5097061

社会福祉法人 大石ヶ原会 特別養護老人ホーム 大石原苑 施設長 笹原信也

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	早坂愛生会病院
所在地	仙台市青葉区川内澱橋通38
診療科	内科、外科
医療機関の名称	中嶋病院
所在地	仙台市宮城野区大槻15-27
診療科	内科、小児科、循環器科、胃腸科、外科、整形外科、肛門科 リハビリテーション科
医療機関の名称	泉整形外科病院
所在地	仙台市泉区上谷刈丸山6-1
診療科	整形外科、外科、内科、循環器科、リハビリテーション科
医療機関の名称	イムス明理会仙台総合病院
所在地	仙台市青葉区中央4-5-1
診療科	内科、消化器内科、外科、整形外科、婦人科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、神経内科、リハビリテーション科、脳神経外科、形成外科、麻酔科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	じゅん歯科クリニック
所在地	仙台市青葉区南吉成2丁目9-2

5. 事故発生時の対応について (契約書第10、11条参照)

事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、契約者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当施設において、事業者の責任によりご利用者・ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。(契約書第13条参照)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①利用者が死亡した場合 ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ③要介護認定によりご利用者の心身の状況が要介護1・要介護2と判定された場合であって、且つ特例入所の要件に該当しない場合 ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 ⑤施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者・ご契約者に対するサービス提供が不可能になった場合 ⑥当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑦ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。) ⑧事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。) |
|--|

(1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除) (契約書第 14、15 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設に対し退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為 (ハラスメント行為等)、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者又は契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為 (ハラスメント行為等) を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合 (下欄※参照)
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ご利用者が病院等に入院された場合の対応について (契約書第 18 条参照)

①検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1 日あたり 2 5 3 円 : 1 割負担)

(1 日あたり 5 0 6 円 : 2 割負担)

(1 日あたり 7 5 8 円 : 3 割負担)

②7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第 17 条参照)

ご利用者が当施設を退所する場合、ご契約者の希望により事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人 (契約書第 20 条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

8. 苦情の受付について (二者契約書第 22 条 三者契約書第 23 条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) [職 名] 生活相談員 清 水 努
 - 苦情解決責任者 [職 名] 施 設 長 笹 原 信 也
 - 第三者委員 [職 名] 福祉サービス向上委員
南吉成拠点担当
國井 恵子 TEL 080-1699-3661
中田 年哉 TEL 080-1699-4239
松森拠点担当
白澤 禎子 TEL 080-1697-4587
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市役所 介護事業支援課(施設指導係)	所在地 仙台市青葉区国分町3丁目7-1 電話番号 214-8318 F A X 214-4443 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
青葉区役所 ・障害高齢課(高齢者支援係) ・介護保険課(介護保険係)	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目5-1 電話番号 225-7211【代表】 F A X 225-7721 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3 電話番号 222-7700 F A X 222-7260 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
宮城県社会福祉協議会	所在地 仙台市青葉区本町3-7-4 電話番号 225-8476 F A X 265-4469 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時

令和 年 月 日

介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 大石原苑

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

- ①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びご契約者に対し説明、同意を得たうえで決定します。
- ③施設サービス計画は、要介護認定期間に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者及びご契約者と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認して頂きます。

2. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、危険物、動物その他日常生活物品以外の物は原則として持ち込む事が出来ません。

※不明の場合はお問い合わせ下さい。

(2) 面会

面会時間 9：00～18：00（来訪時は、事務所窓口にてお声掛け下さい。）

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、3日前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書4（2）②に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙は出来ません。